

○専修大学図書館規程

昭和28年2月8日

制定

改正 昭和49年6月1日

平成6年4月1日

平成10年4月1日

平成16年4月1日

令和2年4月1日

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 組織（第4条—第7条）
- 第3章 図書資料の収集及び管理（第8条）
- 第4章 図書館のサービス（第9条）
- 第5章 規程の改廃（第10条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、専修大学学則第53条第2項の規定に基づき、専修大学（以下「本学」という。）の図書館の組織及び運営について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 図書館は、本学の教育及び研究活動に必要な図書及び資料（以下「図書資料」という。）を収集し、及び管理し、並びに情報システム環境を整備して、その利用に供することを目的とする。

（図書館の構成）

第3条 図書館は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 専修大学図書館（以下「本館」という。）
- (2) 専修大学図書館生田分館（以下「生田分館」という。）
- (3) 専修大学図書館神田分館（以下「神田分館」という。）
- (4) 専修大学図書館法科大学院分館（以下「法科分館」という。）
- (5) 専修大学図書館靖国通り分館（通称Knowledge Base。以下「靖国通り分館」という。）

2 本館、生田分館、神田分館、法科分館及び靖国通り分館は、必要に応じて、それぞれ

れ分室を設置することができる。

- 3 分室を設置するときは、図書館委員会に諮るものとする。
- 4 生田分館、神田分館、法科分館及び靖国通り分館並びに分室の運営は、本館の運営に準拠して行うものとする。

第2章 組織

(図書館長及び副館長)

第4条 図書館に、図書館長を置く。

- 2 図書館長は、各学部教授会の意見を聴き、教授のうちから学長が委嘱する。
- 3 図書館長は、学長のもとに図書館の業務を統括し、図書館を代表する。
- 4 図書館長の任期は、2年とし、重任を妨げない。ただし、任期途中で退任した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 図書館に、副館長を置くことができる。

(分館長)

第5条 生田分館、神田分館、法科分館及び靖国通り分館に、それぞれ分館長を置く。

この場合において、図書館長は、分館長を兼務することができる。

- 2 分館長は、図書館長、各学部教授会及び法科大学院教授会の意見を聴き、教授のうちから学長が委嘱する。
- 3 分館長は、図書館長の指揮の下、生田分館、神田分館、法科分館又は靖国通り分館の運営に当たるものとする。

(事務組織及び事務分掌)

第6条 図書館の事務組織及び事務分掌は、別に定める学校法人専修大学事務組織規則及び専修大学事務分掌規程による。ただし、事務組織の責任者は、図書館長のもとにその所掌事務を掌理するものとする。

- 2 図書館に、司書その他必要な職員を置く。

(図書館委員会)

第7条 図書館の運営に関して、図書館長の職務を助け、必要な助言を行うために図書館委員会を設ける。

- 2 専修大学図書館委員会規程は、別に定める。

第3章 図書資料の収集及び管理

(収集及び管理)

第8条 図書資料の収集及び管理については、別に定める学校法人専修大学図書館図書管理規則による。

第4章 図書館のサービス

(図書館のサービス)

第9条 図書館は、第2条に掲げる目的を達成するため、図書資料、施設及び設備が効果的に利用されるよう、そのサービスに努める。

2 図書館の利用については、別に定める専修大学図書館利用規程による。

第5章 規程の改廃

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、図書館委員会において出席委員の3分の2以上の賛成を得て、理事長が承認し、学長が決定する。

附 則

この規程は、昭和28年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。